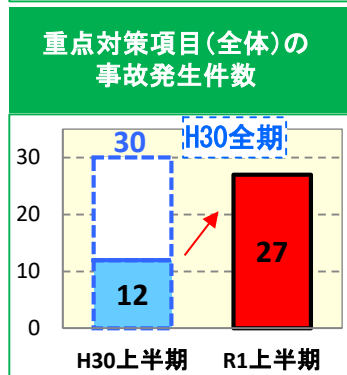
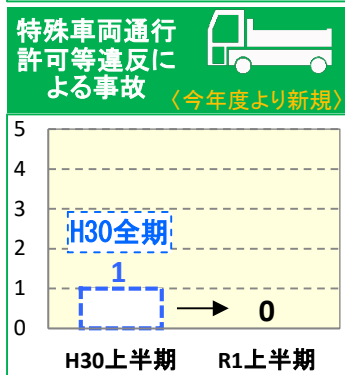
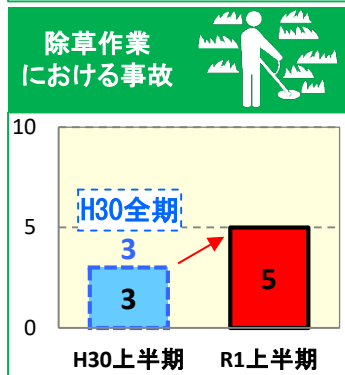
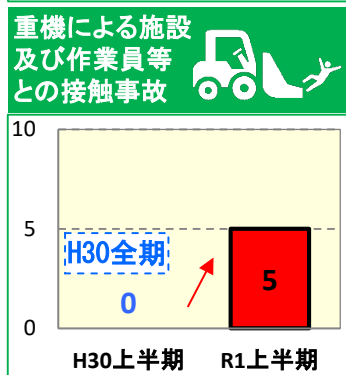
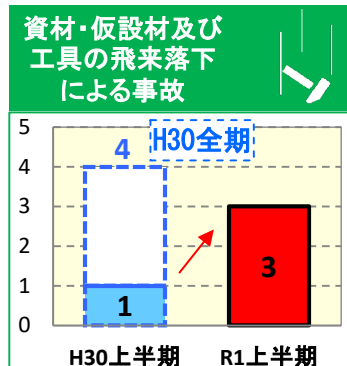
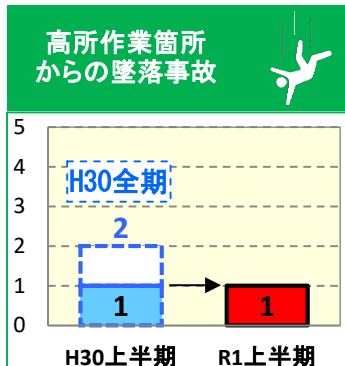
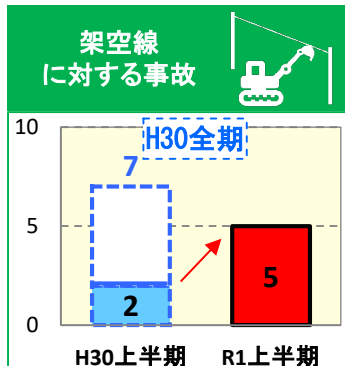
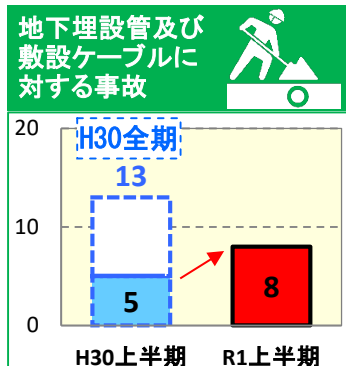
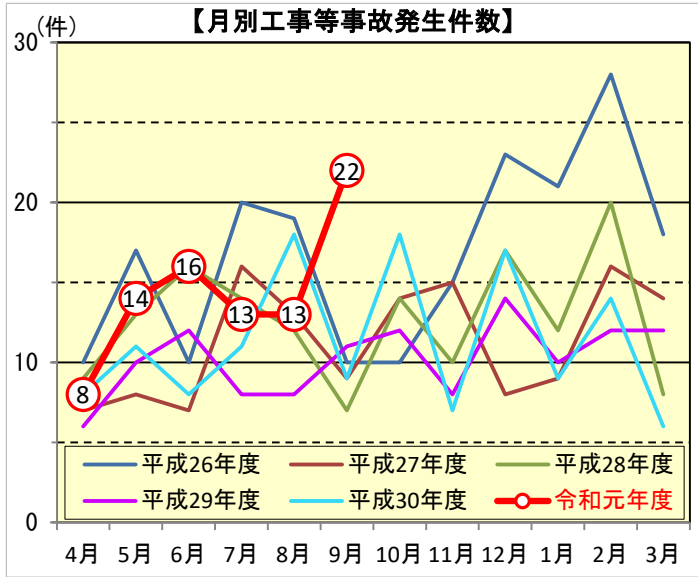
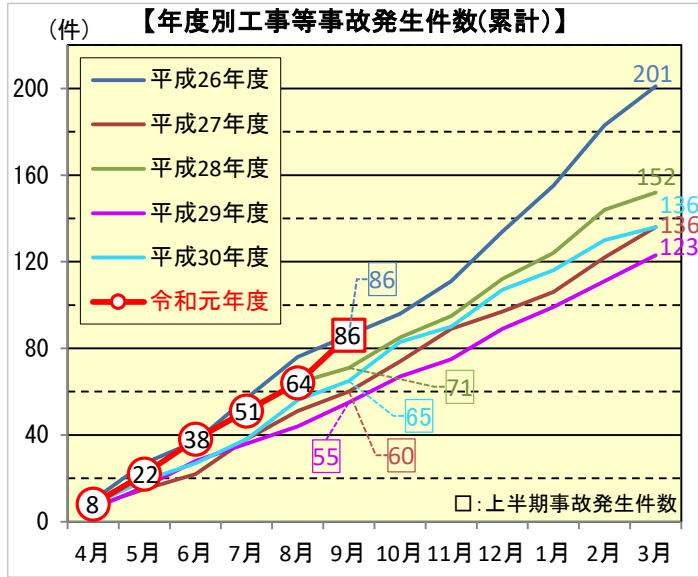


令和元年度上半期の直轄工事等事故発生状況について

令和元年度上半期の近畿地方整備局管内直轄工事等における事故発生件数、工事等事故防止重点対策7項目における事故発生件数は、以下のとおりとなっています。

(R1.9月末時点暫定値。もらい事故、熱中症、事故外案件は除く。)



令和元年度上半期において、**86件の工事等事故が発生**しました。これは、近年で最も事故が多発した平成26年度の上半期事故発生件数と同件数です。さらに、**9月においては22件の事故が発生**しており、近年の同月比では突出した件数となっています。

また、**工事等事故防止重点対策7項目に関わる事故は、27件発生**しており、**昨年度上半期の12件に比べて倍増**しています。内訳では、7項目のうち5項目（地下埋設管事故、架空線事故、資材・工具の飛来落下事故、重機との接触事故、除草作業時の事故）が増加しています。

下半期は例年、事故が多く発生する傾向があります。今一度、工事等関係者一人一人が安全に対する意識を高め、受発注者一丸となって工事事故防止に取り組む必要があります！

最近発生した「死亡事故に繋がる恐れ」のあった事故事例

～ちょっとした油断が重大事故に繋がります～

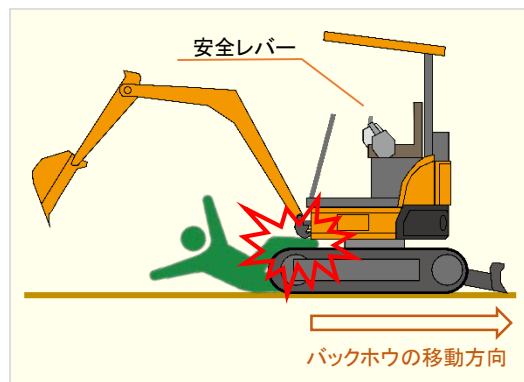
今年度に入り、死亡事故に繋がりがねない事故が複数発生しています。
定められた法令等や作業手順に従い、事故防止に努めましょう。

事例① 重機による作業員との接触事故

【事故概要】 重機移動中、オペレータがエンジンを切らずにバックホウを離れようとした際、作業着が安全レバーに引っ掛かり、レバーが下がったと同時に体のバランスを崩し、バックホウ本体とキャタピラーの間に右足が巻き込まれた。

【被害状況】 作業員の負傷(入院4日、2週間程度の通院)

【主な要因】 当日の作業内容変更時に作業分担を明確に指示しておらず、指定オペレーター以外の作業員が操作を行った。

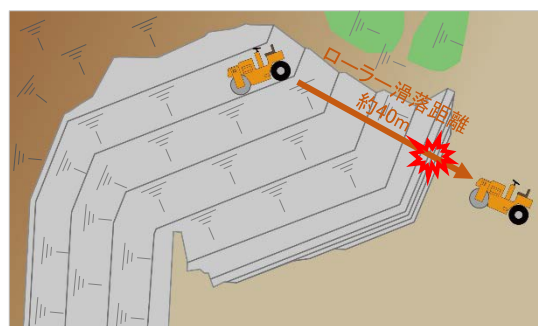


事例② 重機による施設との接触事故

【事故概要】 事故前日、振動ローラーの締固め管理システムに不具合があったため、当日の作業開始前に元請職員が動作確認を行おうと、法肩から3m離れた位置に停まっていた振動ローラーを一旦前進させた後、ギアレバーをニュートラルに入れようとしたが勢いが余って後進位置に入ってしまう、振動ローラーが後進して法肩から約40m滑落した。(重機のみ滑落)

【被害状況】 既設かご枠の一部損傷(補修及び補強が必要)

【主な要因】 元請職員が行う作業に対する注意喚起が不十分だった。

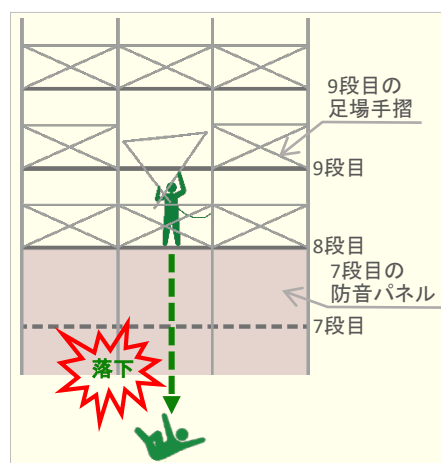


事例③ 高所作業箇所からの墜落事故

【事故概要】 足場解体のため、先行して防音パネルの撤去作業を実施していた際に一時的に外していた9段目足場の手摺を、被災者が8段目足場から再設置しようとしていたところ、8段目足場の手摺りが外れて、約12m下の構台上に墜落した。

【被害状況】 作業員の負傷(骨折多数、右腎損傷、外傷性大動脈解離、外傷性くも膜下出血等)

【主な要因】 調査中



台風に対する備えを行いましょ

10月に日本に接近する台風は近年増加傾向にあり、引き続き台風に警戒する必要があります。

- 現場に応じた避難基準、防護基準等を設けるなど、**事前の備え**を行うとともに、**全ての作業員に周知徹底**しましょう。
- 風雨により不安定となる河川流域や土砂災害危険区域だけでなく、現道上の工事においても**万全の対策を講じる**ようにしましょう。
- **悪天候の後には工事現場の点検巡視**を必ず行いましょう。

あんぜん第299号(令和元年7月号)に悪天候時の点検ポイントを紹介しています。参考にして**現場の安全管理を適切・確実に**行いましょう!



建設工事公衆災害防止対策要綱の改正について



建設工事公衆災害防止対策要綱の改正については先月号でもお知らせしましたが、上半期に多く発生した地下埋設管事故、架空線事故、資材・工具の飛来落下事故、重機との接触事故に関しては、以下のように改正されています。

第42《26》埋設物の事前確認【下線部を拡充】 ※《 》中は建築編の場合

- 2 発注者又は施工者は、土木工事《建築工事等》を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物の管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて位置(平面・深さ)を確認したうえで、細心の注意のもとで試掘等を行い、その埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。ただし、埋設物管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。
- 3 発注者又は施工者は、試掘等によって埋設物を確認した場合には、その位置(平面・深さ)や周辺地質の状況等の情報を埋設物の管理者等に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。
- 4 施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立ち会いを求め埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければならない。

第36《37》架線、構造物等に近接した作業【下線部を拡充】 ※《 》中は建築編の場合

- 1 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て建設機械を操作する場合においては、接触のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならない。
- 2 施工者は、特に高圧電線等の重要な架線、構造物に近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、センサー等によって危険性を検知する技術の活用を努めるものとする。

建築編第24 落下物による危害の防止【下線部を加筆・修正】

- 1 施工者は、屋外での工事期間が長期間に渡る場合及び歩行者の多い場合においては、原則として、防護構台(荷重及び外力に十分耐える構造のもの)を設置するものとする。なお、外部足場の外側より水平距離で2メートル以上の幅を有する防護構台を設けた場合は、第23(外部足場に関する措置)の規定による最下段の防護柵は省略することができる。
- 3 施工者は、前2項の措置に加え、資材の搬出入、組立て、足場の設置、解体時の材料、器具、工具等の上げ下ろし等、落下物の危険性を伴う場合においては、交通誘導警備員を配置し一般交通等の規制を行う等落下物による危害を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- 4 施工者は、道路上に防護構台を設置する場合や防護柵を道路上空に設ける場合には、道路管理者及び所轄警察署長の許可を受けるとともに、協議に基づく必要な安全対策を講じなければならない。

第34《36》建設機械の使用及び移動【下線部を加筆・修正】 ※《 》中は建築編の場合

- 1 施工者は、建設機械を使用するに当たり、定められた用途以外に使用してはならない。また、建設機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。
- 3 施工者は、建設機械を使用する場合には、作業範囲、作業条件を十分考慮のうえ、建設機械が転倒しないように、その地盤の水平度、支持耐力を調整するなどの措置を講じなければならない。特に、高い支柱等のある建設機械は、地盤の傾斜角に応じて転倒の危険性が高まるので、常に水平に近い状態で使用できる環境を整えるとともに、作業の開始前後及び作業中において傾斜計測するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 4 施工者は、建設機械の移動及び作業時にあたっては、あらかじめ作業規則を定め、工事関係者に周知徹底を図るとともに、路肩、傾斜地等で作業を行う場合や後退時等には転倒や転落を防止するため、交通誘導警備員を配置し、その者に誘導させなければならない。また、公道における架空線等上空施設の損傷事故を回避するため、現場の出入り口等に高さ制限装置を設置する等により、アームや荷台・ブームの下げ忘れの防止に努めなければならない。

その他、関係者が持つべき理念と責務を規定、制度の改正や施工技術の進展等を踏まえた見直しが行われました。詳しくは国土交通省HPを確認してください。

★建設工事公衆災害防止対策要綱の改正について(国土交通省HP)★

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000640.html



余裕を持った計画、入念な安全教育、丁寧な作業で事故ゼロを目指しましょう！

建設工事公衆災害防止対策要綱の改正について

改正でここが変わりました

Point 1

関係者が持つべき理念と責務を規定



理念・責務を明確化

建設工事に関係する者は、関連法令及び当該要綱を遵守すべきことを明記。さらに、当該要綱を守るのみならず、より安全性を高める工夫や周辺環境の改善等を通じ、万全を期さなければならないことを規定



リスクアセスメント

工事に先立ち、リスクアセスメントによって公衆災害の危険性を特定し、当該リスクを低減するための措置を自主的に講じる(措置により危険性の低減が図られない場合は施工計画を協議する)ことを規定



設計段階での配慮・情報の伝達

工事の設計に当たっては、現場条件を調査した上で、施工時における公衆災害の防止に配慮しなければならないことや、施工者等に必要な情報を十分に伝達することを明記



適切な工期の確保・ 公衆災害防止対策経費の確保

適切な工期や費用について設定・確保するとともに変更事項についても必要に応じて工期や経費の見直しを検討することを規定

Point 2

近年の公衆災害事例をふまえた見直し



埋設物の確認・保全措置

施工前に埋設物管理者等が所有する資料(台帳等)と設計図面等を照合することを明記



架線接触の事故防止措置

架線、構造物等に近接した作業時における具体的な措置について規定するとともに、その情報を作業員等に確実に伝達することを規定



解体工事中の事故防止措置

解体対象建築物の情報を可能な限り施工者に提供し、構造的に自立していない部分や異なる部分の解体について対処を明記



河川航行時の事故対策

河川航行中等における、建設資材等の運搬中の公衆災害の防止措置を規定



建設機械の施工・移動時の措置

建設機械の移動及び作業時における措置について、転倒や転落または接触による損傷事故を防止するため、より具体的に規定



足場等作業時への事前の備え

「足場等の仮設の組立・解体時」に対しては、事前に危険性評価等を行うとともに、災害の発生リスクが高くなる「資材の上げ下ろし作業」は、原則、作業現場内で行うこと等を規定



荒天(強風等)時への事前の備え

あらかじめ荒天時(強風、豪雨、豪雪等)の具体的な措置(作業中止の基準、作業中止時の具体的な措置)を定めることを規定

Point 3

制度の改正や施工技術の進展等をふまえた見直し



無人航空機の落下事故対策

建設現場におけるドローン等の操作を行う場合における、公衆災害の防止措置を規定



建設機械のレンタル化への対応

レンタル(持込み)建設機械を使用する場合、必要な点検整備がなされていることを確認することを規定



高齢者・車椅子使用者等への対応

工事の実施にあたり、やむを得ず歩行者の通行を制限する場合には高齢者や車椅子使用者等にとっても安全な歩行用通路を確保することを規定



国土交通省

大臣官房 技術調査課
土地・建設産業局 建設業課

TEL:03-5253-8111